

マサバ及びゴマサバ太平洋系群 の資源管理について

令和7年4月22日(火)

令和7管理年度TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会

水産庁

目 次

1. 第5回資源管理方針に関する検討会のとりまとめ
2. 留保の割合について
3. 留保からの配分ルールについて
4. 管理年度途中の漁獲可能量の調整について
5. 融通について

1. 第5回資源管理方針に関する検討会のとりまとめ

- 近年の海洋環境の変化を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっていること等を踏まえて、資源管理目標とシナリオは、3年以内に見直す。
- マサバについては、 F_{msy} の代替値として $F_{40\%SPR}$ を用いて算出した親魚量の水準を資源管理の目標とし、漁獲シナリオの調整係数(β)は0.9を用いる。
- ゴマサバについては、再生産関係に従った加入が起こるとする仮定を採用し、 β は0.9を用いる。
- 上記の組合せにより、令和7管理年度ABCは、サバ類合計で13.9万トンとなる。
- 管理年度途中の漁獲可能量の調整ルール(翌管理年度からの繰入)については、サバ類対馬暖流系群で導入されていたルールを導入する方向とする。
- 留保の割合については、令和7年4月のTAC意見交換会にて案を提示すべく、数量明示の大臣管理区分・道県と調整しつつ検討を進める。
- NPFCにおける管理(公海での漁獲)については、国内管理との一貫性が確保されるよう、水産庁として引き続き努力していく。

2. 留保の割合について

- マサバ及びゴマサバ太平洋系群については、近年、漁獲量が減少している。そのような中で、漁場形成の状況により、管理区分ごとの漁獲量の変動には差が生じている。
- 令和7管理年度においても、現行のルールによる配分（直近3か年の漁獲実績のシェアの平均値を用いた配分）とは、大きく異なる漁場形成となる可能性がある。
- このため、国の留保を活用して、
 - ① 配分数量が明示された大臣管理区分と道県に対して、漁期中に迅速に追加配分ができること、
 - ② 「現行水準」の都県の漁獲実績の合計が、配分数量が明示された区分と同様に、目安となる数量の合計を超える可能性があるため、当該部分を吸収できること、
が必要とされる。

- 
- 大臣管理区分と都道府県の漁業の実態その他の事情を勘案し、**留保の割合は35% (48,700トン)**とする。
 - 令和7年度から9年度においては、漁獲割当てによる管理を行う管理区分（大中型まき網漁業の一部）について、
 - ① 留保からの配分の対象とする。
 - ② 当初の配分における、留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わない。こととし、できる限り留保による柔軟な対応ができるようにする。

3. 留保からの配分ルールについて

数量が明示された各大臣管理区分、道県への留保からの配分は、以下の3つのルールにより行うこととする。

1 予め資源管理方針に定めたルールに基づく配分(75%ルール)

- 留保からの配分は「75%ルール」により行う。
- ただし、管理年度の末日までに留保が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りではない。
- 漁獲割当てによる管理を行う管理区分については、漁獲可能期間の終了時における留保から配分された数量の未利用分は、国の留保へ繰り入れる。
- 留保からの配分に係る漁獲により、過去3年(令和3～5管理年度)の最大の漁獲実績を超えて漁獲された数量については、令和9管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。

2 期間別の留保からの配分数量の合計の上限

- 管理年度後半に留保が不足することを避ける観点から、「12月末日まで」に留保から配分する数量の合計の上限は、「当初の留保数量の半分」とする。

3 数量が明示された各大臣管理区分、道県へ一度に留保から配分する数量の上限(※留保からの配分を繰り返し行うことは可能)

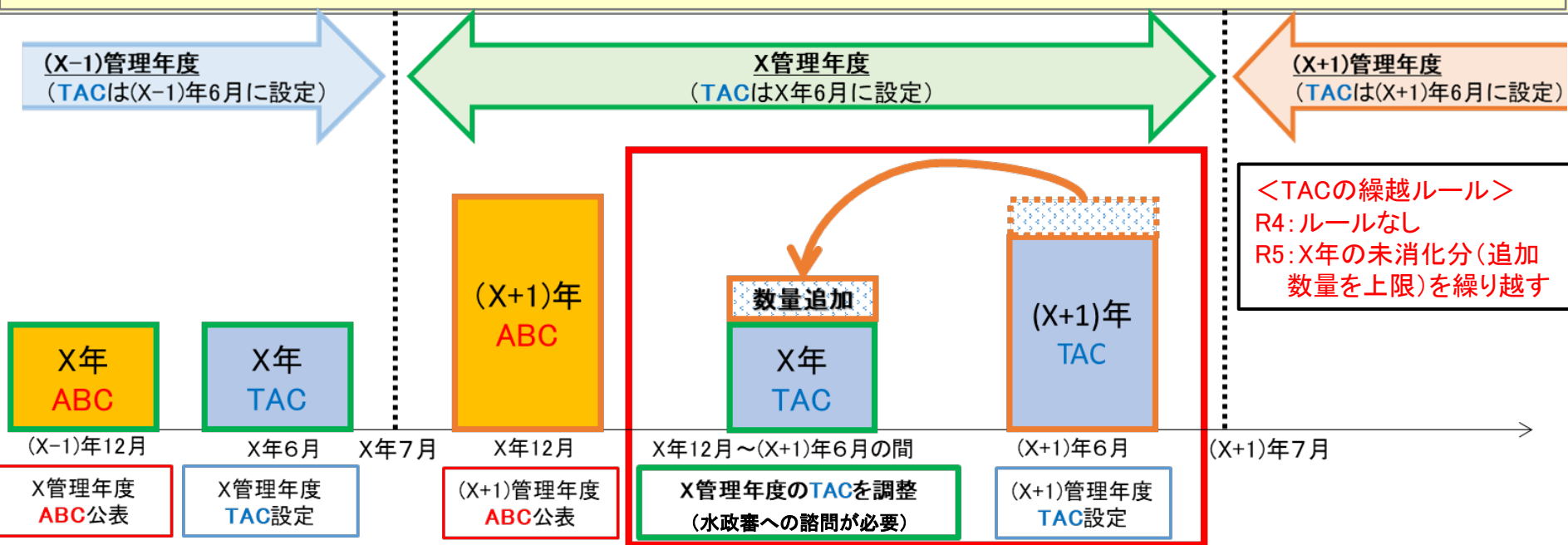
- ◆ 留保から配分された数量の多くが未消化となることを防ぐ観点から、一度に留保から配分する数量は、「期間予測漁獲量とその時点の配分量との差」又は「当初配分量の半分」のうちいずれか小さい数量とする。

4. 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

「管理年度途中の漁獲可能量の調整」制度の案について、令和7年3月31日に開始したパブリックコメント手続（4月29日締切）において、以下のとおり提示。

まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ①当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ②当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。



数量追加の上限は、漁獲シナリオの漁獲圧力を超えないとの条件の下、水産機構が算出し、(X+1)管理年度ABCと共に公表

5. 融通について

- 融通は、限りある漁獲可能量の有効活用のために重要。
- 融通を受ける側は、操業の停止を回避でき、「融通を受けて良かった」と感じられるが、融通する側は、手続や関係者の調整などの負担があるのみで、「融通してよかった」と感じる事が少ない。



- 令和7管理年度、マサバ及びゴマサバ太平洋系群限りのルールとして、融通を受けた結果、漁獲量の累計が当初配分量(国の留保から追加配分を受けた場合にあっては、その数量)を超える場合、当該超過分の数量については、令和9管理年度以降における漁獲可能量の配分の基礎とされる漁獲実績から除外する。